

## 韓国による日本の輸出管理運用見直しに関する WTO 提訴について

2019年9月20日

CISTEC 事務局

韓国政府は、9月11日付で、日本による韓国向け輸出管理運用の見直し措置に関して、WTOに提訴したと発表した。同16日付で、WTOのサイトに掲載された。

### 1. WTO サイトに掲載された提訴状

- ・ [原文](#)
- ・ [CISTEC 仮訳](#)

### 2. 韓国による提訴概要

- (1) 日本の措置は徴用工判決に関連した政治的動機によるもの。
- (2) 提訴対象は、3品目の個別許可移行のみ。  
ホワイト国からの除外は、今回の提訴対象には含まれず。
- (3) WTO 違反とする主な条項  
最恵国待遇(GATT 1 条)/数量制限の一般的禁止(同 11 条)/貿易規則の公表及び施行(同 10 条) 等

### 3. 兪明希 (ユ・ミョンヒ) 産業通商資源部通商交渉本部長の記者会見概要 (9月11日)

主要韓国メディア (各9月11日付) より抜粋。

- 「日本の輸出規制措置が韓国大法院 (最高裁) の強制徴用判決と関連した政治的動機によるもので、日本が貿易にこれを悪用した。」 (中央日報)
- 「WTO の差別禁止義務 (最恵国待遇義務) に反する。GATT によると、一国が特定国に付与した最も有利な恩恵は第3国にも同等に適用されなければならない (1 条 1 項)。ところが日本が3大品目に関して韓国だけを特定して包括許可から個別輸出許可に転換したのは最恵国待遇義務違反。」 (中央日報)
- 「自由に貿易していた3大品目を包括許可から個別許可に転換したことで、当初は注文後1、2週内に調達が可能だったものが90日まで必要となる政府許可手続きを踏むことになった。これは輸出制限措置設定維持禁止義務に違反する。GATT 11 条 1 項によると、WTO加盟国は輸入・輸出許可や関税・租税賦課を通じて輸出を禁止、制限できないよう義務づけられている。」 (中央日報)
- 「日本が政治的な理由で貿易を恣意的に制限したのは貿易規定を一貫して合理的に運営すべき義務 (GATT 10 条 3 項) にも抵触する」 (中央日報)
- 「韓国だけを特定した日本の措置が取られた後、2カ月が過ぎた現時点でもたった3件しか(輸出が)許可されなかった。これは政治的な理由で交易を恣意的に制限したもので、貿

易規定を一貫して公正にそして合理的に運営しなければならない義務に抵触する」(ハンギョレ新聞)

- 「日本が韓国をホワイト国から除外した「制度変更」は提訴対象から除かれた。ユ本部長は「3品目に対する日本の規制強化は7月初めに施行され、すでに輸出制限効果が継続的に発生している」と説明し、これとは違い制度的変更がなされただけで、実際の輸出規制強化につながっていないホワイト国からの除外に対しては「すべての可能性を残しておく、対応方案を検討している」(ハンギョレ新聞)
- 「今回の提訴で日本の不当性を客観的に立証し、日本の(戦略物資)輸出許可制の乱用を阻み、類似の措置を事前に予防する必要もあると判断した」(ハンギョレ新聞)

#### 4. 韓国大統領府公式HPの日本語特別ページ (9月18日開設)

・ [日本語特別ページ](#)

内 [「日本の輸出制限措置に関する基本的な立場」](#)

#### 5. 提訴後の流れ

- ・ 提訴(二国間協議要請)から10日以内に日本が回答。30日以内に協議開始。
  - ・ 日本が協議を拒否又は協議による解決が60日以内で整わなければ、パネル設置要請。
  - ・ パネル設置に進む場合は該当手続きだけでも平均15カ月かかる(上記の兪本部長)。
- ※ 9月20日午前に、菅原経済産業大臣は、二国間協議に応じる旨発表した。

#### 6. 参考資料

○ [経済産業省 WTO サイト](#)

・ [WTO 協定集](#)

○ [2019年版不公正貿易報告書](#)

「第II部 WTO協定と主要ケース」参照

・ [第4章 正当化自由](#)

P215以下に、「安全保障例外 ~GATT21条の解釈をめぐる論点」の解説がある。

○ [2016年版不公正貿易報告書](#)

・ [第3章 数量制限 \(<参考> 輸出規制\)](#)

P262以下に、「安全保障貿易管理」とのコラムがあり、以下のように記載されている。

「我が国は、これらの安保理決議や国際条約、国際輸出管理枠組みに基づき、外国為替及び外国貿易法により安全保障貿易管理を実施。北朝鮮やイランなどによる核開発が懸念されている中、我が国などが有している高度な貨物や技術が、こうした国々において大量破壊兵器等の開発等に用いられた場合、我が国のみならず国際社会の大きな脅威となることから、厳格な安全保障貿易管理を通じてその脅威を未然に防止することが必要。また

こうした観点から、GATT 第 21 条で安全保障のための例外が認められている。」